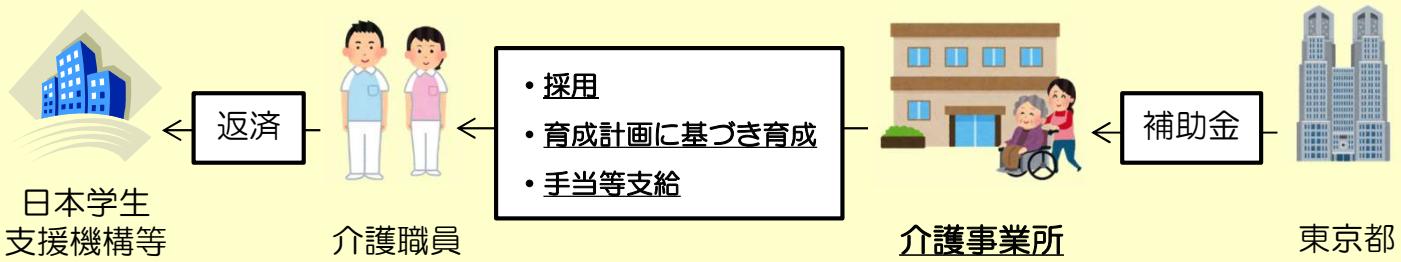


# 介護職員奨学金返済・育成支援事業

## 事業の概要

介護保険事業所等が、常勤介護職員として就職（有期雇用を除く）した介護業務未経験者等を育成計画に基づいて育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、在学中に奨学金貸与を受けた職員に対して、奨学金返済相当額を手当等として支給する場合に、都が事業者に対して補助します。



## 対象事業所

次の①、②の2つの要件を満たす、以下の介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所。

① 令和7年4月1日現在、「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢ（※1）」を取得していること。

② 令和7年4月1日現在、職員に対する「資格取得支援制度（※2）」を有していること。

（※1）障害福祉サービス等事業者における「福祉・介護職員等処遇改善加算」とは異なります。

**また、対象職員が年度途中に開設する新規の事業所に異動する場合、対象職員の異動日時点までに①の要件の加算を取得していれば、本事業の対象とします。**

（※2）「介護職員初任者研修」「実務者研修」「介護福祉士国家試験」の3つ全てを対象とする制度であること。

令和7年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合は、対象となります。

### サービスの種類

訪問介護	(介護予防) 通所リハビリテーション	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護
(介護予防) 訪問入浴介護	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設
通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(介護予防) 認知症対応型通所介護	介護老人保健施設
(介護予防) 短期入所生活介護	夜間対応型訪問介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護医療院
(介護予防) 短期入所療養介護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

※ 国又は地方公共団体が設置・運営する施設・事業所は除く。

※ 介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

## 対象となる奨学金

以下の貸与型奨学金が対象となります。

- ・ 日本学生支援機構（JASSO）
- ・ 学校（大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校・高校）
- ・ 地方公共団体（※高校奨学金は、都道府県の所管する公益法人を含む）

裏面に続きます！

必ずご確認ください！

## 対象者

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。

### (1)次の①～⑥の要件をすべて満たす者

- ① 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに補助対象事業者に常勤の介護職員（有期雇用を除く）として採用されること。
- ② ①の採用日までに、学校等を卒業していること。
- ③ 介護福祉士となる資格を有していないこと。
- ④ 奨学金を現に返済していること。
- ⑤ 補助対象事業所に在籍していること。
- ⑥ 補助対象事業者に採用される日以前に、高齢及び障害分野において介護職員として、通算6か月を超えて勤務した経験がないこと。（学生時代のアルバイト等の経験を除く。）

### (2)次の①～④の要件をすべて満たす者

- ① 令和6年度の本事業の対象者であった者（※）
- ② 奨学金を現に返済していること。
- ③ 補助対象事業所に在籍していること。
- ④ 常勤の介護職員（有期雇用を除く）として勤務していること。

※令和2年度、令和3年度、令和4年度又は令和5年度の本事業の対象者であって、長期休業により奨学金返還期限の猶予中であること等のやむを得ない事情によって令和6年度の本事業の対象者とならなかった者を含む。

## 補助対象経費・補助上限額

### 事業者が奨学金返済相当額として、手当等により支給した額の全額

※ 1人当たり年60万円（月5万円・補助率10/10）を上限

## 補助対象期間

1人当たり5年間を上限

※条件有（詳細は、「補助条件（2）」を参照）

補助対象期間の開始月は、次の4要件をすべて満たした月。

- ① 職員の採用
- ② 奨学金返済手当等制度の創設
- ③ 奨学金返済手当等の支給開始
- ④ 対象者の奨学金返済開始

## 補助条件

※ 令和2年度に初めて対象となった方の補助条件は、以下と異なります。  
詳細は、交付要綱をご覧ください。

（1）奨学金返済手当等支給対象者の育成計画を作成し、手当等を支給していること。

（2）補助対象期間の開始月から、

- ① 1年内に介護職員初任者研修を修了
- ② 3年内に実務者研修を修了
- ③ 4年目及び5年目に介護福祉士試験を受験（合否は問わない）すること。

対象者は、計画的に資格取得を目指せます！



※ 補助率・補助要件等については、毎年度見直しの可能性がありますので、ご了承ください。

## 《お問合せ先》

公益財団法人東京都福祉保健財団  
福祉情報部福祉人材対策室介護人材育成担当

T E L : 03-6302-0280 F A X : 03-3344-8531

MAIL : syogakukin@fukushizaidan.jp

東京都福祉保健財団ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

こちらからアクセスできます



※お問合せは、東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いて、FAXまたはメールでお願いします。